

寿都湾

◎ 議会だより

平成27年 第1回定例会

平成27年第1回定例会は、3月3日招集され、会期を16日までの14日間と定め、開会初日の3日は、町長職務代理者副町長により「町政執行方針」、教育長により「教育行政執行方針」の表明が行われた後、新年度予算を除く議案等27件（同意案2件、意見案1件、条例の制定3件、条例の廃止1件、条例の一部改正13件、単行議案3件、平成26年度各会計補正予算4件）を審議し延会しました。

9日は平成27年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により構成された予算特別委員会（委員長 山本議員、副委員長 中里議員）に付託した後、一般質問を行い散会しました。

11日及び12日に予算特別委員会を開催。付託された平成27年度各会計予算7件の審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

13日に本会議を再開し、予算特別委員会での審査についての委員長報告の後、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会しました。

新年度予算の重要施策及び予算概要については、広

い。報寿都4月号をご覧ください。

平成27年度 一般会計及び各特別会計

会計区分	平成27年度	前年対比(%)
一般会計	42億9,300万円	▲1.7
特別会計		
国民健康保険事業特別会計	5億5,990万円	7.5
後期高齢者医療特別会計	5,080万円	▲6.1
介護保険事業特別会計	4億1,880万円	▲3.6
簡易水道事業特別会計	1億6,090万円	0.6
公共下水道事業特別会計	3億5,140万円	32.4
風力発電事業特別会計	5億9,000万円	1.9
計	64億2,480万円	0.7



4月19日 全町民海岸クリーン大作戦に多くの方々のご参加をいただきました。

審議した案件

人事案件

◆監査委員の選任

吉田隆夫氏(歌棄町歌棄)の選任(新)に同意しました。

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

吉田豊通氏(歌棄町歌棄)・樋谷和幸氏(磯谷町鮫取淵)の選任(再)に同意しました。

意見案

◆泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める要望意見書・・・原案否決(賛成3：反対5)

条例の制定

◆寿都町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定・・・原案可決

◆寿都町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定・・・原案可決
これら2件の条例制定は「地域主権改革第3時一括法」の施行により、介護保

険法が改正され、厚生労働省令に規定されている運営基準等について、市町村条例で定めることになったことから制定するものです。

◆寿都町総合体育館条例の制定・・・原案可決

町民の健康な心身の発達と体育活動の普及及び振興を図ることを目的に、寿都町総合体育館を新たに開進町に建築したため、この施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

条例の廃止

◆寿都町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例・・・原案可決

寿都町老人医療費助成制度は、平成22年3月で医療費助成を終了し、その助成を受けることができる期間は5年間で消滅し、その消滅する時期は平成27年3月31日であることから条例を廃止するものです。

条例の改正

◆寿都町議会委員会条例の一部改正・・・原案可決(議会運営委員会提出)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一

部改正が行なわれ、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くなどの内容となったことから、それに伴い、本文中の「教育委員長」の表記を「教育長」と改正するものです。

◆委員等の報酬及び費用弁償等条例の一部改正・・・原案可決

寿都町総合体育館を活用し運動意識の向上等を検討する「運動促進委員」の設置や、まち・ひと・しごと創生法による地方版総合戦略の策定にあたって、住民の代表や産業界などの外部有識者等により、広く関係者に意見を反映するなどを目的に「寿都町まち・ひと・しごと創生推進委員会委員」を設けたことなどにより改正するものです。

◆非常勤職員等の報酬等及び費用弁償等条例の一部改正・・・原案可決

職員同様に準職員に対しても住居手当を支給するため、また、月額賃金の上限を引き上げるなどの改正をするものです。

◆寿都町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正・・・原案可決(賛成7：反対1)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務専念義務免除等の規定を設けることから改正するものです。

◆職員等の給与に関する条例の一部改正・・・原案可決

住居手当、持ち家については平成22年度から廃止しては新築住宅や中古住宅取得に係る助成等を行い、町全体として住宅施策を推進していることから、職員の持ち家についても月額2千500円を支給するよう改正するものです。

職員の旅費に関する条例の一部改正・・・原案可決

◆職員の旅費に関する条例の一部改正・・・原案可決

職員の旅費の日当の額を「1千100円」から「2千円」に改正するとともに、支給しない範囲を「島牧村、黒松内町」としていたものを「島牧村、黒松内町、蘭越町、岩内町及び長万部町」と改正するものです。

◆寿都町奨学金条例の一部改正・・・原案可決

奨学金の貸与を受ける者の条件及び保証人の要件を明確にし、「寿都町医療従事者等奨学金貸付条例」との整合性を図るため改正するものです。

◆寿都町立寿都保育園条例の一部改正・・・原案可決

平成27年度からの、子ども・子育て支援制度により、保育料については、保育時間の区分を設けることや、算定方法が所得税額から町民税所得割額に変更されることから改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部改正・・・原案可決(賛成6：反対2)

介護保険料は、3年に一度見直しをすることになっており、平成27年度から平成29年度までの、第6期介護保険料を改定するもので、基準月額額は5千750円、年額で6万9千300円となるものです。

◆寿都町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正・・・原案可決

◆寿都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正・・・原案可決

これら2件の条例の一部改正は、平成27年1月「介護保険法施行規則等の一部

◆寿都町簡易水道事業給水条例の一部改正・・・原案可決(賛成8：反対0)

平成25年4月1日より実施しており、風力発電再生可能エネルギー固定買取制度における町民還元事業により、期間を限定して、水道基本料の軽減を実施してきましたが、平成27年度に電気料値上げに伴う、風力基金からの町民還元事業を実施することとなり、地域振興券での町民還元に変更することになったため改正するものです。

単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更・・・

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づ

を改正する省令」が公布されたため、それに伴い改正するものです。

き、湯別・歌棄・磯谷辺地に係る公共施設の総合整備計画の内容を変更するものです。

湯別辺地では、湯別丸山通り線の神社橋の橋脚の補修事業、歌棄辺地では、歌棄水道浄水場の施設改修事業、磯谷辺地では、横瀬美谷通り線の幌別川に架かる横瀬橋の橋脚の補修事業などを追加するものです。この計画変更によって、辺地対策事業債の借入れが可能になります。

◆公の施設の指定管理者の指定・・・原案可決

「寿都町観光交流センター」の管理運営について、指定管理者として一般社団法人寿都観光物産協会を指定しました。

(平成27年4月1日から平成32年3月31日までの3年間)

◆寿都町風力発電所保守点検委託業務契約・・・原案可決

寿都町風力発電所11基等の保守点検委託業務を締結するために議決しました。

・契約の方法 随意契約
・契約の金額 8千640万円
・契約の相手方

茨城県日立市幸町3丁目2番2号
株式会社パワーソリューション

シヨンス
代表取締役 小田 篤



補正予算

◆平成26年度寿都町一般会計補正予算(第6号)・・・原案可決

予算総額に1億5千210万7千円を追加し、総額を47億2千695万4千円としました。

●補正の主なもの

・総務費(減債管理基金積立金他4件の積立金増額ほか) 7千569万1千円増
・民生費(臨時福祉給付金の減額ほか) 1千128万1千円減

・衛生費(南部後志環境衛生組合負担金の減額ほか) 392万8千円減
・農林水産業費(林道専用道開設工事の減額ほか) 1千174万5千円減

・商工費(観光情報発信推進事業委託料の減額) 237万6千円減
・土木費(矢追新通り線整備工事の減額ほか) 4千799万8千円減

・消防費(施設費の減額) 2千793万4千円減

・教育費(スクールバス購入費の減額ほか) 635万7千円減

・公債費(借換債元金償還金増額ほか) 1億8千803万5千円増

◆平成26年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)・・・原案可決

予算総額に48万6千円を追加し、総額を4億3千857万8千円としました。

●補正の主なもの

・総務費(介護保険事業負担金の増額) 48万6千円増

◆平成26年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号)・・・原案可決
予算総額から182万円を減額し、総額を3億1千468万9千円としました。

●補正の主なもの

・施設費(長寿命化計画策定委託料の減額ほか) 182万円減

◆平成26年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)・・・原案可決

予算総額から1千150万円を減額し、総額を5億6千750万円としました。

●補正の主なもの

・電気事業費(風力発電事業の消費税の減額) 150万円減

・諸支出費(一般会計繰出金の減額) 1千万円減

小西議長 自治功労者表彰を受賞

このたび小西議長は、議員として27年以上在職し、地方自治振興発展に貢献されたとして、全国町村会議長会より自治功労者として表彰され、平成27年第1回定例会において、沢村副議長から表彰状の伝達が行われました。



ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

防犯

子どもに声かけを
(防災無線を活用)

山本 喜彦 議員



■質問

町長不在ですので、政策的な論議、深入りしないようにします。ただ、内容によっては、教育長の答弁も必要かと思えます。

今日、報道番組を見ていますと、児童、生徒、少年の事件が取り沙汰され、どの事件も悲惨なものであり、私自身心を痛めています。どうしてこのような悲しい事件が起き得るのでありましょう。

恣意的な考えですが、傾向として、人間関係が希薄になってきていることがひとつの要因ではないかと思うのです。日常、登下校時に、また公園等で子どもたちと会う機会が生じたとき

に、「おかえり」「おつかれさま」「気をつけてね」等と声をかけてあげてはどうか。地域の方々がお互いに声をかけ合うことによつて、つながりが生まれ、子どもたちも安心できるのではないかと。

下校時間を聞いてみましたところ、凡そではあります。潮路小・寿都小学校では、低学年は午後2時半頃、高学年では3時半頃、また、中学校では、下校は4時半、部活動終了後は、夏時間で6時、冬時間で5時半とお聞きしました。

そこで事件・事故を未然に防ぐという方法として提案ですが、防災無線を利用して、定期的に「下校時間となりました。地域の皆さん

で子どもを見守りましよう。」というような内容の放送はできないものか。放送を聞いた方々のご協力は結構いただけるものと思うのです。

また、平成26年度から、コミュニティ・スクール事業が導入され、地域とのふれあいを多くしようとする試みであるようです。本町において、2校が指定されるというのは大変珍しいことだと聞きました。この試みは大変結構なことだと思えます。学校側では「日常的に下校時間に声をかけて欲しい」と又は「常態化して欲しい」と望んでいます。

寿都小学校では、不審者に遭遇したとき、駆け込む家を地図に落とし、注意を喚起しています。事件を予測又は生じた場合、教育委員会は教育局へ連絡し、町行政部局と連携し、それに基づき防災無線で周知し、未然に防ごうとの努力をしています。最終的に全町民に注意を喚起するような仕組みがあるようです。

折に触れて、対応・放送もさりながら、日常的に放送することによって、地域のつながりができ、地域の一休感が生じ、未然に防止等々の効果が期待できるのではないかと。

ではないか。

事件・事故が起きると、報道機関では教育委員会の対応、児童相談所での対応、あるいは児童委員・警察の対応が、個人情報があるのこのこのと云って後手後手であるとの声を報じています。

この度の13歳の生徒児童殺害事件を機に、2月27日、国の予算特別委員会で、総理は「子ども社会は病んでいるように見える」「国と地方が一体となつての対応をしなければならぬ」と強く発言しました。不審者等の事態が生じたときを想定した場合、町当局・教育委員会はどのような対応をなさるのか、お聞かせ願います。

●教育長

私も、町部局と協議して参りましたので、私の方からお答えしたいと思えます。

ご質問の趣旨としての、子どもの見守りについてお答えします。

地域の方からの子どもの見守り・声掛けにつきましては、事件・事故を未然に防ぐ方法としまして、非常に重要なことと考えております。現在は春と秋の交通

安全週間に登校時の見守りを行なっておりますが、下校時の見守り活動としては特別には行われていない状況にあります。

ご質問の防災無線での声かけは、企画課とも協議を行いました。定時の放送時間が定められていることもあり、下校時に合わせての毎日の放送は難しいと考えています。交通安全週間や、2学期、3学期の初めなどに合わせた放送等の対応は可能であると考えております。

児童生徒の下校時間は、学年ごとなどにより大体の下校時間が決まっておりますので、学校便りや教育委員会からのお知らせ、その他の会合の席などにより、地域の方々へ、子どもたちへ声掛けや見守りを行なうてくださるよう、呼びかけを行なうていきたいと思えます。

また、平成26年度から各学校に設置したコミュニティ・スクールの会議の中でも、子どもへの見守りについては意見が出されており、コミュニティ・スクールは地域の力を学校へ取り入れるということがねらいでもありますので、子どもへの見守りをどう行なうていくかは、最適の課題でもあると思えます。

来年度は、教育委員会制度の改革により首長部局との連携の強化が図られたこともあり、コミュニティ・スクールの新たな事業として、文科省の委託事業による「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業」を行うこととして進めている状況です。その事業の取組みとして、現在行なっている見守り事業を見直し、進める形で実施できるような、学校、コミュニティ・スクール、町部局等と検討・協議していきたいと考えております。

不審者等の事案が本町で発生したときには、教育委員会、役場企画課、寿都警察署が緊急通報・連絡を取り行い、学校への連絡、防災無線での町民への周知、警察によるパトロールを行うよう既にマニュアル化されており、今後も犯罪の防止、拡大及び再発防止に努めてまいりたいと思えます。

■再質問

ご努力なさっていることはわかりました。それから防災無線で常時対応することの難しさも、理解

できないわけじゃありません。ですが、紀伊半島の方で、子どもが5年生でしたか、誘拐され殺されたという事件がありました。この時間帯はですね、道新を見ましたら、「子どもの連れ去りは下校時間が最多」というお話を表題文とし、注意を喚起してました。不測の事態です。ただ法的にこの放送はできないんだという考え方も、もう一歩踏み込んだ対応でこの放送を扱っていただきたいと思えます。また教育委員会もそのように町部局を動かしていただきたいと思えます。

道新の表題文は、昨年12月14日でした。「子どもの連れ去り下校時間最多9年ぶりに100件を超過」と報じています。幸い、私たちの町では、そういうようなこ



とは起きておりません。ただ後志管内でも、蘭越で1件ほどあったと聞いています。今教育長もそうした場合には町部局と相談しながら対応すると言っています。

また、マニュアル化したと言っていますが、これも平成19年度に「子ども110番運営通報連絡体制」というようなことが出ており、教育長が言ったのはこのことだと思えます。ただこの場合には、緊急時に防災無線を使用するというシステムになっていきます。大変結構なことですが、できれば常時流して、月曜日から金曜日まで流して、地域の方々の協力を得るのも結構かと思っています。

防災無線が利用できるというのであれば、くだいようですけれども、定期的に放送をして、未然に防ぐということが必要ではないかと思えます。「おかえり」という一言が大事だと思えます。一部からですが、保護者の方からも「結構なことですね。放送流してもうらえれば、孫が通る、どこのうちの子が通るとき声をかけたいですね」との声も聞かれますので、町長部局ともう一度対応していただ

きたいと思えます。

それから、もう1点。町の中で時々見かけるんですけど、車の扉に「みんなで作ろう安全・安心の町 防犯パトロール中 寿都子ども安全を守る町民会議」というステッカーを貼りながら、何か注意を喚起するよなのを目にしますが、町民会議とありますが、私自身この機関をあまり認識していません。どのような機関なのかご答弁願います。

●職務代理者

防災無線の関係で、まず前段私の方からお答えしたいと思えます。

原則防災無線は、防災、災害、衛生、防犯関係など、緊急を要する事項については、現在臨時放送で行なっております。それ以外は1日2回の定時放送というところを決めているのが、現在のガイドラインになってございます。

そういったことから、今教育委員会でお答えしたように「臨時放送にあたるのか」というようなことになりまして、その効果とかの部分から考えますと、ご提案の中での毎日の下校時間での、その都度その都度の放送というのは、若干

ちよつと無理があるのかなそんな感じがいたしております。

●教育長

今、山本議員の方から、車の扉に貼っているステッカーの件のご質問がありました。

この町民会議の部分は、平成18年度に結成をされて、この時点にステッカーだとか110番のステッカーだとか、見守りのジャンパーだとか、ある程度この会議を作って、そういう補助を受ける団体的なことをするというところで会議を一度行い、そういう諸々の部分の整備を行なっております。

そこで、正直なところ、今それが止まっている状況ですので、今後についても先程説明したいろいろな会議の中で、コミュニティでも今後どう進めるかを十分検討していきたいと思っております。

■再々質問

私たちは日常の会話でよく「継続は力なり」という言葉を使いますが、本件についても、単に補助を得るための一過性の団体であったように聞こえますが、や

はりこういうことも継続性を持って対応すべきと希望します。

少々本題からそれるかも知れませんが、過去において社会福祉協議会との事業の中で、「ありがとう」「すいません」「失礼します」というような、オアシス運動と称した取り組みがあったようですが、あいさつは普遍的なものであり、また人をつなげていくようなものでありますので、ぜひこのようなことを放送等でやってほしいと強く希望したいのです。

子どもたちにとつては最初に声をかけられたときに、子ども自身が身構えたり、どう対応していいのとかの思いを持つてでありまして、教育的な立場から学校でも取り組んで欲しい。校長会や教頭会がありましたら、このような話題を、教育委員会の方から出して、対応するようなことを望んでみたいと思えます。

通常、学校の校長会や教頭会の中で、このようなあいさつに対する取組みの話は出ないものではないか。質問してみたいと思えます。

●教育長

今までも連れ去りの部分の事件というのは、随分前にもいろいろ起きています。そういうある程度事件がピーク化したときには、結構話もしておりますし、学校の中には玄関の施錠をきちつと日常的にするとか、それから玄関に入ってきたら誰かがわかるように映像を付けたりとかという処置も実際今も行なっておりますので、それが日常という部分にはしておりますが、基本的にはそういう安全教育のことについては、常に話をしてるように私も認識しております。

■山本議員

質問ではございませんので、ちよつと発言を許していただきたいと思います。ご答弁ありがとうございます。もし市街地で、車で連れ去られるような事件が起きますと、ご存じのように国道の信号機は二つ、ちよつと車をふかせば1分ないし2分で街から遠ざかってしまいます。また支線も多いことから、いつでもどこで事件が起こり得るか分からない事態に備えるためにも、相当な気遣いと労力が必要でありましよう。

この放送をすることによって、地域の生活や職域の時報のためにも、ぜひこの防災無線の活用を含め、日常の方策を考えていただきたいと思えます。

防災の災の字は、「災い」と書きます。正にこのような連れ去りも「人災」ということからすれば、何か放

送活用はできるじゃないかなと思っております。できれば防災無線で、このような放送が全国あるいは全道的になされてないかも含め将来的に質問してみたいと思えますが、実態を把握していただきたいと思えます。ぜひこの要望を取り入れていただきたいと思えます。

生活

幸坂 順子 議員 高齢者住宅のありかた



■質問

今年には戦後70年の年であります。先の大戦では、たくさんの方が犠牲になっております。そして戦後の混乱期、日本を復興させる力となつたのが、今の高齢者の方々です。

ケアが必要な人、また、心身機能の低下や病気などのため、日常生活に影響がある者」とされております。私の知り合いも何人かここに入居しております。訪ねたときの様子をちよつとお知らせしたいと思えます。病弱の男性。もう故人となつております。配食弁当を1日1回利用していただきました。その他は、ヘルパーさんも利用していただきましたが、冷凍食品を大きな袋で買ってきて、それを温めて

2階に風愛という高齢者の住宅があります。歳をとつても住みなれた寿都で暮らし続けるために必要な施設です。風愛は老人施設ではなく、あくまでも高齢者向けの住宅であるということです。しかし、入居資格には、「常時介護を要するま

でなく、独力で生活が可能であるものの、何らかの送活用はできるじゃないかなと思っております。できれば防災無線で、このような放送が全国あるいは全道的になされてないかも含め将来的に質問してみたいと思えますが、実態を把握していただきたいと思えます。ぜひこの要望を取り入れていただきたいと思えます。

訴えておりました。

また、女性ですけれども、この方は体が不自由なんでしょうけれども。去年の夏熱中症のことが多くニューースで流されました。それで、ちよつと気になりましたして、高齢者住宅の方を訪ねました、そんなに暑い日ではなかったんですけども、閉め切った部屋でいました。入口の戸を開けると中から熱気がむわつと出てくるんですね。「一体、何十度ですか」と聞いたたら32度くらいあったと思います。そのような中で本人はそれほど暑さを感じていないんですね。エアコンも高齢者なのでうまく使えない。そういう状態でおりました。

また、元気な方でけれどもこれは女性です。ここに入ってきて、他の入居者とのコミュニケーションがないと。集会所はあるんですけども、「そこに集まって何かするということもありません」ということも仰っていました。



そういうことで、次の3点について、私は必要を感じております。

まず1点目ですけれども、今、週に1回社協で見守りをしてきています。しかし夏の暑い時期などは、

日々の見守りが必要かなと思っております。

2点目は、健康を維持するための食事の提供です。1日に1食でもいいので、集会所などで、みんなが集まって食事をする、それが見守りにもつながるのではないかと思っております。そしてまたそれが、コミュニケーションにもつながると思っております。

3点目、これはなかなか難しい問題だと思いが、年金の低額な方が多いですね。国民年金しかもらっていないという方が多いので、低年金者でも入居できるような家賃の減免制度が必要なのではないかと思っております。今でも風愛の場合は減免をしております。単身者ですと1万3千円という家賃で、比較的安全な家賃で入居でき

るようになっておりますが、でも国民年金の方はそれでもまだ入居できません。公営住宅の場合は家賃の減免制度というのがありまして、今回の予算書にも載っておりますけれども、9割までが減免されるという制度を国が作っております。そういう減免制度があると、低年金の高齢者の方が風愛にも入れるのではないかという思いで質問いたします。

●職務代理者
ふれあ〜寿に整備した高齢者住宅風愛につきまして、高齢者が住み慣れた町で快適に健康で安心して暮らせるよう、平成24年に開設したものであります。町としても入居者の安全・安心が確保されるよう、社会福祉協議会による訪問サービスや給食サービス配達時による安否確認、一般電話を設置している世帯での緊急通報装置の設置、更に緊急時には1階の事業所による高齢者住宅見守りをお願いし、安全確保に配慮しているところであります。

入居者の中には、訪問サービスを望まない方もおり、その方々については、ご家族の方で訪問確認をされるという方法を取られていることから、いろいろな機会を通じて安否確認がされていると認識しているところであります。

ご質問の日々の見守りが必要とのことでありますが、入居者については、1階にある介護サービス事業所や、町内にある介護サービス事業所を利用していらっしゃる方もおり、また老人クラブに参加しているなど、一定程度の見守りがされているものと認識しております。

また、健康維持のために入居者が同じく食事の提供を受けることについては、入居資格にありますように、「常時介護を要するまでもなく、独力で生活が可能である者」と規定をしております、できる者は自らするといったことで、介護予防にもつながる面があるものと思われま

す。なお、健康面での栄養に不安を感じた場合には、社協が実施している給食サービスの利用をしていただくこともできますので相談等にに応じて参りたいと思

導入手、単身用住宅であれば年収115万円以下、二人用住宅であれば157万5千円以下の場合、50%を減免するなどの入居しやすい家賃設定をしているところでありますが、更なる減免については収入や置かれた環境など、また、公営住宅料と比較しながら、分析・精査し方針をお示ししたいと思

また、入居者の様子の中にエアコンが使えないなどの機能の操作については、町職員、社協職員によりこれまで丹念に説明をしてきておりますが、引き続きサポートをして入居者に不便のないように対応して参りたいと思

また、入居者のコミュニケーションについても、入居者同士による訪問や、月曜日や金曜日

また、入居者のコミュニケーションについても、入居者同士による訪問や、月曜日や金曜日

また、入居者のコミュニケーションについても、入居者同士による訪問や、月曜日や金曜日

また、入居者のコミュニケーションについても、入居者同士による訪問や、月曜日や金曜日

幸坂 順子 議員
**福祉 南後志相談支援センターの
存続について**



■質問
南後志相談支援センターでは、島牧・寿都・黒松内の3町村の障がい者の自立支援相談業務を行なっております。

りまして、これが寿都の社会福祉協議会に委託されております。

2012年に障害者総合支援法というのが成立しまして、それに基づきひとり

ひとりのサービス等利用計画を3年間で作成するとされてきました。今年度がその最終年度です。しかし今年度中にすべての利用計画を作成することは困難だと、国は期間を延長する見通しだということですが。

この仕事をされている前任者の方とお会いしたのが、平成25年の12月でした。サービス計画を作成することがとても大変だということとは、仰っております。その直後に病で倒れ、今復帰されておられません。そして、その後を受けて頑張っていた方も、体調を崩してこの3月で離職すると聞きました。専門の資格が要るといふことで、この方に変わる人材のめども立っており、南後志相談支援センターを閉鎖しなければならぬというお話も聞いています。

他のセンターの方にお話しを伺いました。後志管内には、山麓・北後志・岩宇とそれぞれNPO法人であったり事業所であったり



がその事業を委託されているので、利用計画づくりは一人では無理で、人口規模にもよりますが3、4人は必要というお話でした。「南後志は施設も多いので大変だろう」とある方は仰っていました。障害者の自立支援は、町の重要な施策です。社協に委託しているの、社協に任せておいていいという問題ではありません。町としての対策をお聞きます。

●職務代理者

障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年度から障害者が障害福祉サービスを利用する際、サービス等利用計画の作成が必要であり、その計画については、市町村が指定する指定特定相談支援事業所や、本人が計画するセルフプランによるものとされており、また、障害者の基本相談業務については、市町村が実施して参りましたが、指定相談支援事業所に委託することも可能とのことから、島牧村・黒松内町・寿都町で協議を重ね、更に後志圏域総合支援センターの指導のもと、障害者の障害者福祉サービスを利用するにあたって、基本相談から

サービス等利用計画まで、総合的に関与することが利用者によりよいサービス提供ができると思われることから、基本相談業務を寿都町社会福祉協議会に委託し、併せて市町村が行う指定特定相談支援事業所指定を受け、南後志相談支援センターの開設に至ったわけです。

サービス等利用計画は、平成24年度から3年間の経過措置が設けられ、作成することとなっており、全国的に計画作成に従事する相談支援専門員が不足し、すべての計画が終了するに至っていない状況にあるようであり、また、南後志相談支援センターの事業実施地域は、島牧村・黒松内町・寿都町となっており、町外から3町村にある施設サービスを利用している方、在宅でサービスを必要とする方などの人数は、521名いらっしゃいます。この3年間に当センターが依頼を受けた数については182名、件数で新規計画と計画が適切であるかどうかを見直すモニタリングを含め、354件を作成しております。

なお、事業実施地域である3町村の住民で、在宅

サービス計画が必要な方については、すべて作成が終了しているとのことであり、また、相談支援専門員がひと月に作成できる計画件数は、15件から20件程度と言われておりますが、同センターの作成件数は、平均すると10件程度で推移しております。ご指摘の相談支援専門員については、1名の相談支援専門員は、昨年2月から11月まで長期の療養が必要であったことから休職し、11月には復職はしましたが、業務の遂行が困難ということから、この1月をもって退職をしたところであり、また、1名の相談支援専門員についても一身上の都合で3月に退職することになったわけです。

今後、当センターが関わってきた計画相談等については、利用者がサービスを利用できなくなることは避けなければならぬことから、後志総合振興局と相談のうえ、他の事業所へお願いすることで調整を進めているところで、センターとしても専門員が不在となることで、4月から事業所の休止をせざるを得ませんが、その専門員については社会福祉協議会だ

けに任せておくというわけにもいかないことも認識しておりますし、地域に相談支援事業所があることが、利用者にとつて最善のサービス提供ができるものと思っておりますので、社会福祉協議会とも連携し、相談支援専門員の有資格者あるいは施

平成27年 第1回臨時会

平成27年第1回臨時会は3月30日に招集され、会期を1日と定め、専決処分承認1件と平成26年度一般会計補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

◎審議した案件

《専決処分の承認》

◆平成26年度一般会計補正予算（第7号）.....

.....原案可決
 予算総額に390万円を追加し、総額を47億3千85万4千円としました。

●補正の主なもの
 ・教育費（新体育館バスケットボール設置工事費）

190万円の増
 ・災害復旧費（3月10日発生の大雨及び融雪被害による災害復旧工事費）
 200万円の増

《補正予算》

◆平成26年度一般会計補正

設等において一定期間相談支援業務に従事し、実務経験を有している相談支援専門員の受講資格者の確保に積極的に対応し、南後志相談支援センターの早期再開に最大限の努力をし、利用者の利便向上を図って参ります。

予算「第8号」.....
原案可決
 翌年度に繰り越して使用する繰越明費の補正を行いました。

●繰越繰越明費補正の主なもの
 ・総務費（歴史的地域資源活用事業など地域創生対策費）5千915万8千円の繰越

議会の傍聴はお気軽に

6月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
 (TEL 62-2511)

1 月

- 23日 民主党北海道 2015新春パーティ (札幌市 小西議長)
- 27日 消防 寿都分団 幹部新年会 (小西議長)
- 28日 全員協議会及び新体育館見学

2 月

- 1日 北海道議会議員 村田のりとし「新春の集い」 (洞爺湖町 小西議長)
- 北海道議会議員 いちはし修治後志連合後援会事務所開き (倶知安町 沢村副議長)
- 7日 北海道議会議員 いちはし修治「新春の集い」 (倶知安町 小西議長)
- 10日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 13日 参議院議員 徳永エリ 新春の集い (札幌市 小西議長)
- 19日 後志町村議会議長会 定期総会 (洞爺湖町 小西議長)
- 20日 寿都町国民健康保険運営協議会 (小西議長、中里総務常任委員長)
- 23日 議会運営委員会
(石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長)
- 26日 第 3 7 回寿都町スポーツ表彰式 (小西議長、他議員多数)
- 27日 南部後志衛生施設組合議会 第 1 回定例会 (小西議長、木村真男議員)
- 南部後志環境衛生組合議会 第1回定例会 (黒松内町 山本議員)

3 月

- 1日 寿都高等学校 卒業式 (小西議長)
- 後志管内技能者研修大会 (小西議長・沢村副議長)
- 村田のりとし後援会事務所開き (岩内町 小西議長)
- 3日 平成 2 7 年第 1 回定例会 (1 日目) ・全員協議会
- 9日 平成 2 7 年第 1 回定例会 (2 日目)
- 11・12日 平成 2 7 年予算特別委員会
- 13日 平成 2 7 年第 1 回定例会 (3 日目)
- 13日 寿都中学校卒業式 (中里総務常任委員長、他議員多数)
- 14日 寿都小学校卒業式 (小西議長、他議員多数)
- 16日 寿都警察署署長離任挨拶 (小西議長、沢村副議長)
- 18日 潮路小学校卒業式 (小西議長、他議員多数)
- 23日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 25日 寿都警察署署長着任挨拶 (小西議長、沢村副議長)
- 26日 寿都水産加工業協同組合 総会 (小西議長)
- 30日 平成 2 7 年第 1 回臨時会・全員協議会

4 月

- 2日 寿都町教育関係三者合同歓迎会 (小西議長)
- 3日 村田憲俊北海道議会議員候補出陣式 (小西議長)
- 6日 寿都小学校入学式 (小西議長、他議員多数)
- 潮路小学校入学式 (小西議長、他議員多数)
- 7日 寿都中学校入学式 (小西議長、他議員多数)
- 8日 寿都高等学校入学式 (小西議長)
- 後志町村議会議長会・後志総合開発期成会会計監査 (小西議長)
- 11日 寿都町総合体育館開館記念式典 (小西議長、他議員多数)



新体育館見学



予算特別委員会